

## 新型コロナウイルス関連情報（出国前検査証明書）

### 【ポイント】

- 3月19日以降に日本に入国される全ての方（日本人を含む）は、出発国での検査証明書（いわゆるPCR検査の結果証明書）の提出が必ず必要になります。
- 同証明書のフォーマットが改訂されました。

### 【本文】

#### 1 出国前検査証明書の提出

これまで、出発国（例：当国の在留邦人の方であればハンガリー）での検査証明書（いわゆるPCR検査の結果証明書）を所持していない方であっても、日本への入国は可能でしたが（その場合は、検疫所長の指定する宿泊施設での待機等の措置が執られる）、3月19日以降は、出発前72時間以内の同証明書を所持していなければ、出発国で搭乗を拒否されることとなります。

#### 2 検査証明書のフォーマットの改訂

検査証明書（いわゆるPCR検査の結果証明書）のフォーマットが改訂され、認められる検査方法が追加されました。これから日本に帰国予定の方は、今後はこの改訂フォーマットをご使用ください。

なお、検査条件に適合しているかについては、受検する医療機関等へ直接お問い合わせください。

詳細につきましては、厚生労働省HPをご覧ください（検査証明書はここからでもご覧いただけます）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)